

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和元年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月6日

徳島県監査委員	矢田	等
同	近藤	光男
同	井関	佳穂理
同	岩佐	義弘
同	山西	国朗

1 監査対象機関及び監査年月日

別表に記載のとおりである。

2 監査の結果

改善を要するものは、次のとおりである。

(1) 収入の徴収時期で適切でないもの

<二十一世紀館>

行政財産（教育財産）の使用許可に係る使用料において、所定の手続を経ないまま事後調定としているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 調定に関する事務で適切でないもの

<阿南光高等学校>

全日制高等学校授業料において、事前調定すべき場合にもかかわらず、事後調定しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3) 授業料の取扱いで適切でないもの

<川島高等学校>

全日制高等学校授業料において、二重徴収となったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4) 休日給の支給で適切でないもの

<二十一世紀館>

休日に勤務を行った際、休日給と超過勤務手当の区分を誤って支出しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監査対象機関	監査年月日
阿南光高等学校	令和2年 1月10日

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
みなと高等学園	令和2年 1月14日
小松島高等学校	令和2年 1月15日
徳島商業高等学校	〃
富岡東中学校	令和2年 1月16日
富岡東高等学校	〃
阿南支援学校	〃
鳴門高等学校	令和2年 1月17日
鳴門渦潮高等学校	〃
川島中学校	令和2年 1月21日
川島高等学校	〃
吉野川高等学校	〃
つるぎ高等学校	令和2年 1月22日
城東高等学校	令和2年 1月23日
城北高等学校	〃
板野支援学校	令和2年 1月27日
阿波高等学校	令和2年 1月29日
阿波西高等学校	〃
鴨島支援学校	令和2年 1月31日
二十一世紀館	令和2年 2月 4日
総合教育センター	令和2年 2月27日
城ノ内中学校	〃
城南高等学校	〃
城ノ内高等学校	〃
徳島北高等学校	〃
城西高等学校	〃
徳島科学技術高等学校	〃
徳島中央高等学校	〃
小松島西高等学校	〃
富岡西高等学校	〃
那賀高等学校	〃
海部高等学校	〃
板野高等学校	〃
名西高等学校	〃
穴吹高等学校	〃
脇町高等学校	〃
池田高等学校	〃
徳島視覚支援学校	〃
徳島聴覚支援学校	〃
国府支援学校	〃
ひのみね支援学校	〃
池田支援学校	〃